

令和 6 年度  
指導 監査 等 結果 報告 書

令和 7 年 6 月  
子ども・福祉部

# 目 次

	ページ
1 令和6年度の指導監査の取組	1
2 社会福祉法人及び社会福祉施設	2
3 介護保険サービス事業所	8
4 障害福祉サービス事業所	12
5 行政監査	16
6 公益法人等立入検査	16

## 1 令和6年度の指導監査の取組

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス事業所等に対して行っている本県の指導監査については、実地を基本としており、毎年度多数の指摘を行い、利用者が安心できるよう改善を求めています。

令和6年度は、従来からの実地による指導監査に加え、児童福祉施設については書面による監査も併用し、また、動画配信による集団指導を実施するなど、効率的・効果的な手法を用いて指導監査を実施しました。

### (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

#### ① 社会福祉法人指導監査

社会福祉法人の指導監査は、実地での指導監査を実施しました。

#### ② 社会福祉施設指導監査

実地による監査と、児童福祉施設については書面監査も取り入れつつ指導監査を実施しました。

#### ③ 県・市連絡会議、社会福祉法人運営研修会

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等の円滑化、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、Web会議システムを活用して県・市連絡会議を開催しました。

また、毎年、市と合同で開催している社会福祉法人役員及び幹部職員を対象とする社会福祉法人運営研修会については、参加者の利便性等も考慮し、集合での会場開催に代えて、令和6年5月に、三重県インターネット放送局で動画配信を行うことにより、社会福祉法人の運営に関する周知を図りました。

### (2) 介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の指導

#### ① 集団指導

令和6年6月に、三重県インターネット放送局で動画配信を行い、動画を視聴した事業所が報告書等を提出することで、集団指導への参加を確認しました。

#### ② 運営指導

事業所で行う通常の運営指導に加えて、Web会議システムを活用したオンラインによる指導を実施するなど、より効率的、効果的な指導手法を創意工夫し、運営指導を実施しました。

## 2 社会福祉法人及び社会福祉施設

### (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

「令和6年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

#### 【令和6年度指導監査実施方針の重点事項】

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

### (2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

#### ① 社会福祉法人 (令和7年3月31日現在)

法人数	実施数
104	16

(注) 法人数は、令和6年4月1日現在の三重県所轄法人数です。

#### ② 社会福祉施設 (令和7年3月31日現在)

区分	施設数	実施数
生活保護施設	3	3
女性自立支援施設	1	0
児童福祉施設 (うち保育所310、認定こども園110)	443	443 (うち保育所310、認定こども園110)
老人福祉施設等	510	99
障害者支援施設	39	12
計	996	557

(注) 施設数は、令和6年4月1日現在の施設数で休止等の施設数は除きます。

### (3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

#### ① 社会福祉法人関係

社会福祉法等に基づく指導監査を実施した16法人のうち、16法人に対し、143件の指摘を行いました。主な内容は次のとおりです。

##### ア 「法人運営」に関するもの 52件（36.4%）

- ・評議員会の招集が適正に行われていない。
- ・理事会の決議が、法令及び定款に定めるところにより行われていない。
- ・法令又は定款に定めるところにより、理事長等が職務の執行状況について、理事会に報告をしていない。
- ・評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っていない。

##### イ 「事業」に関するもの 6件（4.2%）

- ・定款に従って事業を実施していない。

##### ウ 「管理」に関するもの 85件（59.4%）

- ・会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理が行われていない。
- ・経理規程が正しく制定されていない。
- ・基本財産の管理運用が適切になされていない。
- ・付属明細書等が法令に基づき適正に作成されていない。
- ・登記の必要な事項が期限までに行われていない。

#### ② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した557施設のうち、377施設に1,016件の指摘を行いました。主な内容は次のとおりです。

##### ア 適切な利用者支援の確保に関するもの 264件（26.0%）

- ・定期の健康診断、衛生管理、感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

##### イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 752件（74.0%）

- ・管理規程等必要な規程の整備及び運用が適切に行われていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・職員への健康診断等、健康管理が適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。

表1 社会福祉法人の指摘項目及び件数

(令和7年3月31日現在)

社会福祉法人	指 摘 項 目	指 摘 件 数
実施 16法人  指摘 16法人	I 法人運営	52 (36.4%)
	1 定款	2
	2 内部管理体制	0
	3 評議員・評議員会	23
	4 理事	8
	5 監事	6
	6 理事会	10
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	3
	II 事業	6 (4.2%)
	1 事業一般	5
	2 社会福祉事業	1
	3 公益事業	0
	4 収益事業	0
	III 管理	85 (59.4%)
1 人事管理	1	
2 資産管理	9	
3 会計管理	65	
4 その他	10	
計		143 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目及び件数

(令和7年3月31日現在)

社会福祉施設	指摘項目	適切な利用者支援の確保			施設運営の適正な実施の確保			計
		利用者支援の充実	生活環境等の確保	自立への支援 援助 その他	運営管理体制の確立	職員の確保、処遇 充実	防災対策への取組 その他	
	生活保護施設	1	0	0	0	4	2	7
	女性自立支援施設※1	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉施設※2	195	5	0	105	202	177	684
	老人福祉施設等※3	55	0	0	59	101	70	285
	障害者支援施設	8	0	0	2	8	22	40
	計	259 (25.5%)	5 (0.5%)	0 (0%)	166 (16.3%)	315 (31.0%)	271 (26.7%)	1,016 (100.0%)
	実施557施設 指摘377施設	264 (26.0%)			752 (74.0%)			

(注) ※1 令和6年4月1日からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」という。)の施行により、売春防止法の一部規定が廃止等されることに伴い、女性支援新法第12条に基づく婦人保護施設は「女性自立支援施設」に名称変更されました。

※2 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設です。

※3 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び無料低額介護老人保健施設です。

(構成比%) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

#### (4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については、継続的な指導を行い、法人や施設に自主的な改善を求めています。

なお、令和6年度は、2施設に対して実施しました。

#### (5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に対しては、随時特別監査を実施しています。

なお、令和6年度は対象となる法人はありませんでした。

#### (6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、令和6年度は対象となる法人はありませんでした。

#### (7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、令和6年度は対象となる法人はありませんでした。

## (8) 市町との連携について

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援するとともに、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、「県・市連絡会議」を3回開催しました。

なお、同会議は、参加者の利便性等を考慮し、Web会議システムを活用して開催しました

さらに、市による法人指導監査と県による施設等指導監査を合同で実施することにより、監査対応に係る社会福祉法人等の負担軽減にも取り組みました。

会議名	開催日	出席
第1回県・市連絡会議	令和6年 4月18日	県、13市
第2回県・市連絡会議	令和6年12月16日	県、13市
第3回県・市連絡会議	令和7年 3月21日	県、13市

(参考)

各所轄庁の社会福祉法人数及び社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉法人数	所轄社会福祉施設数
津市	42	—
四日市市	33	—
伊勢市	23	—
松阪市	28	—
桑名市	18	—
鈴鹿市	29	—
名張市	8	—
尾鷲市	2	—
亀山市	8	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	8	—
志摩市	3	—
伊賀市	9	—
三重県	104	996
愛知県	0	—
岐阜県	1	—
奈良県	3	—
和歌山県	1	—
国	1	—
計	329	

- (注) 1 所轄社会福祉法人数は、令和6年4月1日現在  
2 所轄社会福祉施設数は、令和6年4月1日現在  
3 国・他県・市の所轄となる社会福祉法人等が運営する社会福祉施設  
996施設の指導監査は、三重県が実施します。

### 3 介護保険サービス事業所

#### (1) 介護保険サービス事業所の指導及び監査

「令和6年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所に対する運営指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては、指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる施設・事業所に対しては、監査を実施しました。

そのほか、インターネット上での動画配信により集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

#### 【令和6年度指導・監査実施方針の重点項目】

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護給付費の請求が行われているか。等）
- ② 虐待行為（未然防止策）の状況について（研修等の虐待防止の取組が行われているか。等）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための取組が行われているか。）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、身体拘束の実施手続き、利用者等への説明、苦情への対応等が適切に行われているか。等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害等発生時における防災対策、侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じているか。等）
- ⑥ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により介護給付費を不正に請求していないか。）
- ⑦ 職場におけるハラスメント対策について（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。）

#### (2) 実施状況

指導の実施状況は、次表のとおりです。

対象となる3,448施設・事業所のうち、通常型運営指導を138（4.0%）施設・事業所、オンライン型運営指導を44（1.3%）事業所に対して実施しました。

また、集団指導（動画配信）を2,944（85.4%）施設・事業所に対して実施し、法制度等の周知を図りました。

**表3 指導の実施状況**

(令和7年3月31日現在)

区分	事業所数	集団指導 実施数	運営指導実施数		
			通常型	オンライン 型	計
(介護給付サービス事業)					
訪問介護事業所	628	545	30	0	30
訪問入浴介護事業所	24	24	1	0	1
訪問看護事業所	240	184	3	0	3
訪問リハビリテーション事業所	31	31	1	0	1
居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	0
通所介護事業所	477	477	24	0	24
通所リハビリテーション事業所	123	98	2	0	2
短期入所生活介護事業所	224	187	17	0	17
短期入所療養介護事業所	80	44	2	0	2
特定施設入居者生活介護事業所	61	53	5	0	5
福祉用具貸与事業所	141	109	3	12	15
特定福祉用具販売事業所	143	107	3	10	13
介護老人福祉施設	166	166	14	0	14
介護老人保健施設	76	76	2	0	2
介護医療院	8	8	0	0	0
小計	2,423	2,109	107	22	129
(予防給付サービス事業)					
訪問入浴介護事業所	24	24	1	0	1
訪問看護事業所	229	184	3	0	3
訪問リハビリテーション事業所	30	30	1	0	1
居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	0
通所リハビリテーション事業所	124	98	2	0	2
短期入所生活介護事業所	207	187	12	0	12
短期入所療養介護事業所	75	44	2	0	2
特定施設入居者生活介護事業所	52	52	4	0	4
福祉用具貸与事業所	140	109	3	12	15
特定福祉用具販売事業所	143	107	3	10	13
小計	1,025	835	31	22	53
計	3,448	2,944	138	44	182

(注) 「事業所数」は、令和6年4月1日現在の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む。)です。

### (3) 運営指導結果

#### ① 介護給付サービス事業分

運営指導を実施した129施設・事業所のうち、115施設・事業所に対して467件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- ア 人員基準に関するもの** 8件 ( 1. 7%)
- ・訪問介護員の配置が適切でない。
  - ・サービス提供責任者の配置が適切でない。
- イ 運営基準に関するもの** 425件 (91. 0%)
- ・従業者が従事する職種を辞令等で明確にしていない。
  - ・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
  - ・業務継続計画に係る研修及び訓練を実施していない。
  - ・事業所内の家具等の落下防止策・転倒防止策が適切でない。
  - ・夜間を想定した避難訓練を実施していない。
  - ・感染症等の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。また、研修及び訓練を実施していない。
  - ・職員及び職員であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、誓約書を徴する等の必要な措置を講じていない。
  - ・苦情相談窓口の表示が適切でない。
  - ・事故やヒヤリハットの内容分析、傾向把握を行っていない。
- ウ 介護給付費の算定に関するもの** 27件 ( 5. 8%)
- ・特定事業所加算に係る会議の記録について、内容の充実が必要である。
  - ・サービス提供体制強化加算に係る職員の割合等の算出根拠が明確でない。
  - ・介護職員処遇改善加算に係るキャリアパス要件等を整備していない。

#### ② 予防給付サービス事業分

運営指導を実施した53事業所のうち、42事業所に対して149件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- ア 人員基準に関するもの** 3件 ( 2. 0%)
- ・福祉用具専門相談員の配置が適切でない。
  - ・生活相談員の配置が適切でない。
- イ 運営基準に関するもの** 142件 (95. 3%)
- 主な指導内容は、前記介護給付サービス事業分と同様です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（運営指導分）（令和7年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費 の算定	その他	計
訪問介護事業所		2	110	8	1	121
訪問入浴介護事業所		0	2	0	0	2
訪問看護事業所		0	7	0	0	7
訪問リハビリテーション事業所		0	1	0	0	1
通所介護事業所		1	84	6	0	91
通所リハビリテーション事業所		0	4	0	0	4
短期入所生活介護事業所		1	60	3	1	65
短期入所療養介護事業所		0	6	0	1	7
特定施設入居者生活介護事業所		1	16	3	0	20
福祉用具貸与事業所		1	46	0	0	47
特定福祉用具販売事業所		1	24	0	0	25
介護老人福祉施設		1	59	6	3	69
介護老人保健施設		0	6	1	1	8
計						
〔 実施 129 施設・事業所 〕		8	425	27	7	467
〔 指摘 115 施設・事業所 〕		(1.7%)	(91.0%)	(5.8%)	(1.5%)	(100.0%)

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（運営指導分）（令和7年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費 の算定	その他	計
訪問入浴介護事業所		0	2	0	0	2
訪問看護事業所		0	7	0	0	7
訪問リハビリテーション事業所		0	1	0	0	1
通所リハビリテーション事業所		0	4	0	0	4
短期入所生活介護事業所		0	38	1	1	40
短期入所療養介護事業所		0	6	0	1	7
特定施設入居者生活介護事業所		1	14	1	0	16
福祉用具貸与事業所		1	46	0	0	47
特定福祉用具販売事業所		1	24	0	0	25
計						
〔 実施 53 事業所 〕		3	142	2	2	149
〔 指摘 42 事業所 〕		(2.0%)	(95.3%)	(1.3%)	(1.3%)	(100.0%)

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

表6 有料老人ホームに係る指摘件数（一般検査分）（令和7年3月31日現在）

施設	指摘項目	人員指針 関係	運営指針 関係	その他	計
有料老人ホーム					
〔 実施 23 施設 〕		0	99	0	99
〔 指摘 21 施設 〕					

#### (4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた3事業者の5施設・事業所に対して監査を実施し、その結果、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

### 4 障害福祉サービス事業所

#### (1) 障害福祉サービス事業所の指導及び監査

「令和6年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス事業所に対する運営指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や給付費請求の事務処理に誤りがあった事業所に対しては、指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては、監査を実施しました。

そのほか、インターネット上での動画配信により集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

#### 【令和6年度指導・監査実施方針の重点項目】

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な給付費の請求が行われているか。等）
- ② 虐待行為（未然防止策）の状況について（研修等の虐待防止の取組が行われているか。等）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための取組が行われているか。）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、利用者の人権擁護、利用者等への説明、苦情への対応等が適切に行われているか。等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害等発生時における防災対策、侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じているか。等）
- ⑥ 就労継続支援A型事業所の運営状況について（利用者に支払う賃金が自立支援給付から支払われていないか。等）
- ⑦ 放課後等デイサービス事業所の運営状況について（「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか。等）
- ⑧ 就労系サービスにおける経理処理の状況について（経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか。）

- ⑨ 職場におけるハラスメント対策について（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。）
- ⑩ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所における障害児の安全対策について（安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じているか。等）
- ⑪ 就労継続支援B型事業所の運営状況について（利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。）
- ⑫ 共同生活援助事業所の運営状況について（食材料費等として徴収した額について、適切に管理するとともに、適正に取り扱っているか。等）

## （２）実施状況

指導の実施状況は、次表のとおりです。

対象となる2,396施設・事業所のうち、通常型運営指導を93(3.9%)事業所に対して実施しました。

また、集団指導（動画配信）を2,088(87.1%)施設・事業所に対して実施し、法制度等の周知を図りました。

**表7 指導の実施状況**

(令和7年3月31日現在)

区分	事業所数	集団指導 実施数	運営指導実施数		
			通常型	オンライン 型	計
居宅介護事業所	344	289	14	0	14
重度訪問介護事業所	219	146	12	0	12
同行援護事業所	72	57	6	0	6
行動援護事業所	26	22	1	0	1
療養介護事業所	4	3	2	0	2
生活介護事業所	223	194	1	0	1
短期入所事業所	133	116	8	0	8
自立訓練（機能訓練）事業所	1	1	0	0	0
自立訓練（生活訓練）事業所	21	18	1	0	1
就労移行支援事業所	36	31	2	0	2
就労継続支援（A型）事業所	85	81	10	0	10
就労継続支援（B型）事業所	307	286	8	0	8
就労定着支援事業所	18	15	2	0	2

区分	事業所数	集団指導 実施数	運営指導実施数		
			通常型	オンライン 型	計
障害者支援施設	39	34	0	0	0
共同生活援助事業所	203	177	12	0	12
自立生活援助事業所	3	3	0	0	0
地域移行支援事業所	25	22	0	0	0
地域定着支援事業所	22	19	0	0	0
児童発達支援事業所	229	208	6	0	6
居宅訪問型児童発達支援事業所	10	8	0	0	0
放課後等デイサービス事業所	328	312	8	0	8
保育所等訪問支援事業所	39	39	0	0	0
福祉型障害児入所施設	4	4	0	0	0
医療型障害児入所施設	5	3	0	0	0
計	2,396	2,088	93	0	93

(注) 「事業所数」は、令和6年4月1日現在の指定事業所数です。

### (3) 運営指導結果

運営指導を実施した93事業所のうち、77事業所に対して441件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- ① 人員基準に関するもの 2件 ( 0.5%)
  - ・夜間支援従事者の配置が適切でない。
- ② 運営基準に関するもの 399件 (90.5%)
  - ・法定代理受領により給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、給付費の額を通知していない。
  - ・従業者の勤怠管理を出勤簿等で明確にしていない。
  - ・従業者が従事する職種を辞令等で明確にしていない。
  - ・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
  - ・業務継続計画に係る研修及び訓練を実施していない。
  - ・感染症等の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。また、研修及び訓練を実施していない。
  - ・職員及び職員であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、誓約書を徴する等の必要な措置を講じていない。
  - ・苦情相談窓口の表示が適切でない。

- ・事故やヒヤリハットの内容分析、傾向把握を行っていない。
- ・自己評価に係るスコア表の一部を作成・公表していない。
- ・利用定員を超えてサービスの提供を行っている。

③ 給付費の算定に関するもの 31件 (7.0%)

- ・身体拘束廃止未実施減算の要件に該当するにも関わらず、減算していない。
- ・虐待防止措置未実施減算の要件に該当するにも関わらず、減算していない。
- ・自己評価未公表減算の要件に該当するにも関わらず、減算していない。
- ・食事提供体制加算に係る利用者ごとの摂食量等を記録していない。
- ・福祉・介護職員処遇改善加算に係る研修計画が明確でない。

なお、令和6年度における、給付費の過誤調整（自主返還）による返還決定額（運営指導分）は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額 (円)
6	6,509,356

(注) 令和7年4月末までに確定した金額です。

表8 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（運営指導分）（令和7年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費 の算定	その他	計
居宅介護事業所		0	63	4	0	67
重度訪問介護事業所		0	22	2	0	24
同行援護事業所		0	24	2	0	26
行動援護事業所		0	6	0	0	6
療養介護事業所		0	12	0	2	14
生活介護事業所		0	6	1	0	7
短期入所事業所		0	36	2	1	39
自立訓練（生活訓練）事業所		0	5	2	0	7
就労移行支援事業所		0	7	2	0	9
就労継続支援（A型）事業所		0	44	4	4	52
就労継続支援（B型）事業所		0	27	4	1	32
就労定着支援事業所		0	6	0	0	6
共同生活援助事業所		1	81	7	1	90
児童発達支援事業所		0	22	0	0	22
放課後等デイサービス事業所		1	38	1	0	40
計 〔 実施 93 事業所 指摘 77 事業所 〕		2 (0.5%)	399 (90.5%)	31 (7.0%)	9 (2.0%)	441 (100.0%)

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の1事業所に対して監査を実施し、継続して調査しています。

## 5 行政監査

### (1) 県福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法及び「令和6年度児童福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

### (2) 実施状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	事務所等数	実施数
県福祉事務所	4	0
児童相談所	6	0
市町福祉行政	29	29

### (3) 指摘事項

#### 市町福祉行政

監査を実施した29市町のうち、21市町に45件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ① 児童福祉行政事務処理体制の状況 | 40件 (88.9%) |
| ② 要保育児童の把握状況      | 2件 (4.4%)   |
| ③ 保育の実施事務処理状況     | 0件 (0%)     |
| ④ 保育所等運営費の事務処理状況  | 0件 (0%)     |
| ⑤ 入所施設措置費の事務処理状況  | 3件 (6.7%)   |

表9 市町行政監査の指摘項目及び件数

(令和7年3月31日現在)

市 町	児童福祉行政事務処理体制	要保育児童の把握	保育の実施事務処理	保育所等運営費の事務処理	入所施設措置費の事務処理	計
児童福祉行政 実施14市15町 (指摘9市12町)	40 (88.9%)	2 (4.4%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (6.7%)	45 (100.0%)

## 6 公益法人等立入検査

### (1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する5公益法人について、令和6年度は検査対象となる法人はありませんでした。

### (2) 実施状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	法人数	実施数
公益法人 <sup>※</sup>	5	0
公益社団法人	1	0
公益財団法人	4	0

(注) 法人数は令和6年4月1日現在の子ども・福祉部所管法人数です。

※ 新制度の公益社団法人及び公益財団法人です。